

【論文 20】

サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判

森 章司

【0】はじめに

[1] 本稿は律蔵の「滅諍鍵度」を主な材料として、サンガに紛争が生じたときにそれをどのように調停したのか、犯罪をめぐる有罪・無罪を争わなければならないようなことが起こったときに、裁判がどのように行われたのかを調査し、考察しようとしたものである。

このようなことを主題にした論考にはすでに、故佐藤密雄博士の『原始仏教教団の研究』（昭和38年3月 山喜房仏書林）の「第5章 僧伽の諍事と滅諍」があるが、筆者の考えるところとはかなりの部分で相違があり、その一々を反論の形で論文を書くよりは、構想を改めて、新しい論文を執筆した方が効率的でもあり、また読んでいただく際にも分かりやすいと考えたので、このような形で新規の論文にまとめることにしたのである。といっても半面では多くのものをこの著作から学ばせていただいているので、その部分はもちろん、異なった理解をする場合にも、できるだけ本書の当該箇所を引用させていただいたり、注記することに努めた。

また最近佐々木閑氏が「律蔵の中のアディカラナ」（『仏教研究』第35, 36, 37号）<sup>(1)</sup>なる論文を公にされつつあり、これは現在のところ三部にわたるなかなかの力作であって、さらに継続されるようであるが、しかしその論文趣旨は、これまでのところ本稿の目的とするところとは大きく相違し、また筆者とは基本的なところで理解が異なるうえに、未完成でもあるので、本稿がこの論文を下敷きにする必要もないと考えた。しかしこれまた学ばせていただいた部分や、反論しなければならない部分があれば、これも本文中で引用したり、反論したり、あるいは注記することにした。

(1) 国際仏教徒協会 2007年3月、2008年3月、2009年3月。以下「佐々木論文」と記す。

[2] ところで筆者はかねてから「律蔵」は「経蔵」とは異なった価値観にもとづいた、宗教文書というよりはむしろ法律文書であると主張してきた。

[2-1] ちなみに三省堂の『模範六法』の総目次を調べてみるとさまざまな法律が、「憲法・行政法編」「民法編」「商法編」「民事訴訟法編」「刑法編」「刑事訴訟法編」「社会法編」「諸法編」「国際法編」の9編に分類されている。

サンガは出家者の集団であり、むしろ社会との接触を極力避けようとする傾向にあり、商行為や生産行為は禁じられており、また外国との交渉が予想されているはずもないから、律蔵の中に商法や社会法あるいは国際法に相当するものがあるはずはないが、しかし法律文書であるとするならば、行政法や刑法、民法あるいは民事訴訟法や刑事訴訟法に相当するものが存在しなければならないであろう。

またわれわれの日常生活における法律に関する言葉といえば、「刑事事件」と「民事事件」であろうが、『法律学小辞典 第4版改訂版』<sup>(1)</sup>によれば、「刑事事件」は「裁判所が刑

罰法令の適用実現に関する事件を取り扱う場合の総称」と解説され、「民事事件」は「審判の対象が私法によって規律される事件」と解説されている。また「公法」と「私法」に分類されることも多いが、これについては、「国家機関ないし行政機関がかかわるものが公法、国民ないし市民相互の関係を規律するものが私法」とされ、「憲法、行政法を公法、民法、商法を私法の典型とし、さらに、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、国際法を公法に加えるのが通例である」としている。また公法の基準としては我が国では、「行政主体が私人に対して法的に優越する意思をもって臨む場合たる権力関係と、特に公益上の理由によって私人間に妥当する法原則が適用されない場合である管理関係を公法・公法関係であるとする説が戦後通説的見解となった」としている。

ところで「律蔵」が法律文書であるとするならば、これらの概念は律蔵のどの部分に相当するのであろうか。もちろん基本的なところでの法理念において異なりがあり、また細部において差異があることは当然であるが、次のように考えることができるであろう。仏教における行政機関はサンガであって、したがってサンガが法的に、私人に対して優先的に係わるべきことが定められた規則が公法であり、これに対して比丘・比丘尼が個人的に処理すべき事項について定められた規則が私法であるとする事ができる。なお筆者の見解によれば、サンガには大きく分ければ中央政府に相当する「釈尊のサンガ」と、地方の行政府に相当する「仏弟子たちのサンガ」があり、「律蔵」は後者の地方の行政機関に相当するサンガを対象としているものであるから、ここにいうサンガは「仏弟子たちのサンガ」である。中央政府に相当する「釈尊のサンガ」は釈尊が超法規的に運営されたから、「律蔵」はこれを対象にはしていないからである<sup>(2)</sup>。

これを『パーリ律』によって具体的にいえば、サンガの一般的な運営規則を定めた「犍度分」中に収められる「大犍度 (Mahākhandaḥka)」「布薩犍度 (Uposathakkhandhaka)」「入雨安居犍度 (Vassupanāyikakkhandhaka)」「自恣犍度 (Pavāraṇakkhandhaka)」「チャンパー犍度 (Campeyyakkhandhaka)」「コーサンビー犍度 (Kosambakkhandhaka)」「別住犍度 (Pārivāsikakkhandhaka)」「集犍度 (Samuccayakkhandhaka)」「破僧犍度 (Saṃghabhedakkhandhaka)」「遮説戒犍度 (Pātimokkhaṭṭhanakkhandhaka)」などは「行政法」に相当し、「経分別」中の波羅夷罪や僧残罪のように、その処罰にサンガが係わり、もし覆蔵するものがあればサンガに告発しなければならない重罪の規定は「刑法」に相当するといえるであろう。

これに対して「経分別」中の原則として個人としての上座比丘などに懺悔すれば許され、サンガに対して告発する道が設けられていない波逸提以下の軽罪<sup>(3)</sup>や、個人ないしは法人格を有したサンガの所有物を規定した「犍度分」中の「皮革犍度 (Cammakkhandhaka)」「菓犍度 (Bhesajjakkhandhaka)」「衣犍度 (Civarakkhandhaka)」「小事犍度 (Khuddakavattakkhandhaka)」「臥坐具犍度 (Senāsanakkhandhaka)」などは「民法」に相当するといえるであろう。私法にはこの外に商法も含まれるが、出家者には経済行為・生産行為は禁止されているから、「律蔵」にはこれに相当するものはない。

しかしもし上記のように、「律蔵」の中に刑法や民法や行政法が含まれるとするなら、当然のことながら「律蔵」の中には「刑事訴訟法」や「民事訴訟法」<sup>(4)</sup>あるいは「行政(事件)訴訟法」が含まれていなければならないはずである。法学においては、いかにすぐれた

刑法や民法などの実体法をもっている、法律の適用が例えば独裁者などの法以外の力によって動かされ、法の公正な運用が保証されえないならば、法秩序の安定を保つことができない、法秩序の安定が保たれ、法が法として権威をもち続けるためには、裁判の手続きやその制度が整えられていなければならない、それが「訴訟法」と呼ばれるものであるとされる<sup>(5)</sup>。したがって刑法も民法も、訴訟法があるからこそ機能できるということになる。

具体的にいえば、例えば刑事事件が発生し、犯罪者の告白がなくて、原告と被告が有罪か無罪かを争う場合には、捜査機関が原告・被告双方の申し立てを聴取し、証人や証拠調べなどをして事実関係を審理し、その結果がしかるべき権威をもった公判廷において裁判され、判決が出されなければならないはずであり、民事や行政をめぐる不服が申し立てられた時には、同様の審理を尽くして、公判廷において判決ないしは調停がなされなければならないはずであって、その手続きに関する規定がなくてはならないということである。

しかしながら今まで筆者には、「律蔵」には法体系としてはなくてはならない訴訟法に相当する部分が存在しないように思われていた。

- (1) 金子宏・新堂幸司・平井宜雄編 有斐閣 2008年10月
- (2) 詳しくは「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」、【論文14】「『釈尊のサンガ』論」を参照されたい。
- (3) 捨墮は財物を捨てるという行為が伴うが、罪としては波逸提と同じである。
- (4) 先の『法律学小辞典 第4版補訂版』によれば、「刑事訴訟法」とは、犯罪事実を認定し刑罰を科する手続き(p.778)、「民事訴訟法」とは、私人間の生活関係に関して生じる紛争について。司法機関たる裁判所が私法を適用して解決するための手続き(p.1178)、とする。
- (5) 尾高朝雄・久留都茂子補訂『法学概論(第3版)』有斐閣 平成13年3月 p.200以下

[2-2] また尾高朝雄・久留都茂子補訂『法学概論』では、法を社会規範・裁判規範・組織規範の3種類に分類し、法とは「それらが複雑に組み合わせられてできた規範の統一体である」<sup>(1)</sup>とし、これら3つを次のように説明している。すなわち社会規範とは、社会生活を営む偽るなかれ、盗むなかれといった一般の人々に向けられた規範で、刑法はそのような社会規範をはじめから前提として、それに違反した者にどの程度の刑罰を科すべきかを規定したものであり、裁判規範は社会規範の違反行為に対して強制を加えたり、社会規範上の責任の所在につき争いがあった場合にそれを裁いたりするための規範であり、組織規範は法の定立・適用・執行について、社会団体の組織を定めたもので、例えば国会法・選挙法・裁判諸法・内閣法・国家行政組織法・国家公務員法のようなものとしている<sup>(2)</sup>。

これを律蔵に当てはめれば、社会規範は波羅提木叉であり、組織規範が先の韃度であるということができよう。このように律蔵には、社会規範と組織規範がありながら、今までの筆者には法体系としてはなくてはならない裁判規範なるものが見いだせなかった。

- (1) 前項の註(5)参照。p.019
- (2) pp.008~020 参照

[2-3] 以上のように法体系には訴訟法や裁判規範なるものがなければならないはずであるにもかかわらず、律蔵ではそれがはっきりとせず、筆者にも長い間解決しえない問題として残されていた。律蔵は法律文書であると主張してきた筆者には、それが最大の難問であっ

たわけである。

しかしながら最近、実はこれを本論において詳しく論証することになるが、この「刑事訴訟法」や「民事訴訟法」あるいは「行政（事件）訴訟法」に相当するものが、「韃度分」の中に含まれる「羯磨韃度（Kammakkhandhaka）」「滅諍韃度（Samathakkhandhaka）」、特に「滅諍韃度」がこれに相当することに思い至った。

しかしながらこの「滅諍韃度」は特に分かりにくく、十分によく理解されてこなかったから、そこで筆者自身もご他聞に漏れずうかつにも見逃してきたのである。律蔵は法律文書としての完成度がそれほど高くないということもあるであろうが、その1つの理由は、これが「刑事訴訟法」「民事訴訟法」や「行政（事件）訴訟法」に相当するものであるとすれば、その元にある「刑法」「民法」「行政法」に相当するものや、それらに関係づける法体系が正確に理解されてこなかったからであろう。そしてもう1つの理由は、「律蔵」は仏教のサンガという特異な集団内の法律であり、しかも世俗の一般的な価値観とは異なるところに価値がおかれており、したがってその根底にある法思想も独特のものであって、この法理というべきものも十分に理解されてこなかったからであろう。

[2-4] 以上から本稿は「滅諍韃度」「羯磨韃度」、特に「滅諍韃度」に説かれている裁判法を含む訴訟法的なものを、律蔵の法思想と法体系を下敷きにして理解してみようとするのである。

[3] 上記のように「滅諍韃度」はなかなか分かりにくい。そこで本稿は、律蔵のものと文章を提示して、それを実証的・帰納的に理解・解説していくという形では叙述しにくいので、まず筆者の考えている律蔵の法思想や法体系、あるいはサンガ自体のあり方やサンガ運営の基礎である羯磨の方法、犯罪認定の基礎である自己申告主義などの基礎的なことを最初に叙述し、しかる後に筆者の理解するところの紛争調停法と裁判法を、「滅諍韃度」や「羯磨韃度」の文章を提示しながら証明していくという執筆姿勢を取りたい。換言すれば、筆者が得ている結論を先に提出して、それを演繹的に証明してゆくという執筆姿勢を取ることである。

[4] なお本稿で用いる法律的な用語の定義をしておきたい。法律的に曖昧なところが残されないようにとの配慮からである。なおこれについては前記の『法律学小辞典 第4版増訂版』を参照させていただいた。

[4-1] まず法律用語としての「告訴」は「被害者が捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示」であるとされる。したがって本稿でも、サンガのメンバーである被害者が他のサンガのメンバーの犯罪事実をサンガに申し立て、サンガに犯人の処罰を求める行為を表すときに用いる。律蔵は原則としてサンガ内の犯罪しか対象としないから、原告も被告も共にサンガのメンバーに限定されるわけである。このサンガのメンバーは比丘と比丘尼であって、それに沙弥・沙弥尼・式叉摩那も含まれることもありうるが、煩を避けてここではすべて「比丘」に代表させる。また法律用語では「捜査機関」というのは「法律で捜査の権限と責務を認められたもの」で、「検察官、検察事務官、警察官、特別司法警察職員を含めた司法警察職員とがこれにあたる」とされるが、サンガにはこのような専門の機関や

職員は設置されておらず、捜査はサンガが行う。そこで「告訴」とは、「被害者である比丘が犯罪事実を申告して、サンガに被疑者である比丘の処罰を求める意思表示をすること」となる。

また法律用語としての「告発」は、「犯人及び告訴権者以外の者が捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示。告訴と異なりだれでもできる」とされている。したがって本稿でも「被害者ではない第三者たる比丘が犯罪事実を申告して、サンガに犯人の処罰を求めること」を「告発」ということにする。しかし律蔵の犯罪事例では、被害者が「告訴」というケースはまれであって、ほとんどすべてが第三者による「告発」である。

次に法律用語としての「公訴」は、上記の「告訴」ないしは「告発」が捜査機関になされ、捜査機関は犯人を捜索・保全し、かつ証拠を収集・保全するなどの活動を行い、検察官が公判に値すると判断したうえで管轄裁判所に起訴状を提出して、被告事件の審判を請求することをいう。しかしサンガには捜査機関に相当する独自の部署が設置されていないと同様、公訴の提起以降、訴訟が終結するまでの一切の訴訟手続きたる「公判」を行う裁判官の職務を行う部署（裁判所）も設置されていない。この両方をサンガが行うのであって、「告訴」ないしは「告発」を受けて「公訴」するのもサンガであり、これを受けて「公判」を行うのもサンガである。公訴を行うのは「行政」であり、公判を行うのは「司法」であるから、サンガでは行政と司法は独立していないことになる。ちなみに「釈尊のサンガ」における立法権は釈尊にあったから、立法権は行政権と司法権から独立していたことになるが、主権在民というのはこの立法権を国民が有することに象徴されるから、「釈尊のサンガ」はけっして民主主義的な集団ではなかったということになる。

このように「告訴」あるいは「告発」を受けて捜査し、その上で「公訴」し、これを受けて「公判」を行うのはすべてサンガであるから、律蔵においてはこれらを分けることはできない。そこで本稿ではサンガが「告訴」あるいは「告発」を受けることを「受理」と呼び、これをうけてサンガが被疑者を正式に被告として捜査を始めることを「公訴」と呼ぶことにする。しかし現実的には「受理」と「公訴」は同一の行為を違った視点で見ただけに過ぎないから「公訴」という言葉はあまり用いない。そしてそれ以降の捜査・公判を「裁判」と呼ぶ。したがって「裁判」には現代においては捜査機関が行うべき捜査も含まれることになる。

なお以上はすべて刑事訴訟の範囲のことであり、民事訴訟には適用されない。基本的には律蔵においても、捨墮以下の民法に相当する部分は、私人間において解決が図られるべきであるからである。しかしながら先にも述べたように、「公益上の理由によって私人間に妥当する法原則が適用されない場合」や、基本的には私人間で解決されるべき事項が告訴あるいは告発され、裁判所や公判廷で調停ないしは判決が下されなければならないケースも生じる。律蔵においてもこのような場合には、「苦切羯磨」などの懲罰羯磨にかけるという措置によって、サンガが裁判を行い、刑罰を与えることができるようになっている。厳密に言えば波羅夷や僧残罪の刑事訴訟とは微妙に異なるところがあるが、本稿では原則としてこれらは刑事訴訟と同様の手続きに基づくと考え、わざわざ刑事訴訟と民事訴訟の相違を議論することはしない。

なお訴訟というのは、法律的には「国家の裁判権の行使によって、法律的に権利救済や紛

争解決をするために、当事者を関与させて審理・判断する手続き（制度）」のことである。したがって厳密に言えば、訴訟は裁判所において行われることになるが、サンガは捜査と裁判の両方を行うのであるから、律蔵の場合においては「告訴」あるいは「告発」をサンガが「受理」するところから訴訟は始まることになる。

したがって波逸提などの軽罪を犯した者に個人的に注意するとか説得して、軽罪を犯した本人が懺悔してそれで一件落着く場合は、私人間において処置されるのであるから、現代の法律上は訴訟には至らない。しかしながら後に述べる律蔵の「自己申告主義」の原則からいうと、確かにサンガが関与する訴訟には至らないけれども、律蔵的な法理からいうと、犯罪を犯したものが直ちに告白しないという意味では問題行動であって、律蔵においては「紛争」の一種として処理される。このように軽罪を犯した者に個人的に注意するとか懺悔を促すという行為も法律用語として定めておく必要があるので、この場合は「公訴」あるいは「告発」の代りに、ちょっと大げさであるけれども「戒告」という言葉を用いることにする。

もちろん刑事犯罪を犯した者に「自首」を促す場合も、個人間で行われる場合は「戒告」であり、一足飛びに「公訴」や「告訴」に持ち込まれることはまれであったものと考えられる。まず被害者が加害者に「戒告」して自首を促し、あるいは第三者が被疑者に「戒告」して自首を促し、それにも拘わらず加害者や被疑者が罪を認めようとしなかった場合に、サンガに対して「告訴」ないしは「告発」がなされたであろうからである。

以上のように「自首」という言葉は、「告訴」ないしは「告発」をされる前に犯人が、被害者ないしは第三者に罪を認めた場合、すなわち私人間で事が処理される場合に用いるが、サンガに「告訴」ないしは「告発」され、サンガがこれを「受理」して、サンガが「裁判」を行う過程において罪を認める場合もあるであろうから、これを「自白」と呼ぶことにする。

なお罪を犯したものが直ちに、「戒告」も、あるいは「告訴」も「告発」も受けずに罪を認めてそれを被害者ないしは第三者に告げる場合を「告白」と呼ぶことにする。

[5] ところで「滅諍健度」の扱う「諍事 (adhikaraṇa)」には、上記のような訴訟を伴ってサンガが裁判なり調停なりを行わなければならないような紛争が含まれるのはもちろん、当事者間において「戒告」やあるいは話し合いなどによって一件落着くような紛争や、単なる手続きミスのようなものも含まれる。

もちろん後者のような紛争は、現代においては訴訟にはならず、公的機関が介入することはないわけであるが、「律蔵」はサンガという非常に小さな閉じられた共同体のなかの法律であるから、「サンガ現前」<sup>(1)</sup> と呼ばれる組織体としての「サンガ」が関係しないものも、生活共同体としての集団、すなわち通俗的な意味での「サンガ」の内に生じたトラブルである事には違いはないから、そのようなものも諍事に含まれているのである。また諍事には仏の教えや律などの教義教学に係わる純粋な論争も含まれる。

これについては4種の諍事について考察する【2】において詳説する。

- (1) 「サンガ現前」は端的に言えば「羯磨を執行できる状態にあるサンガ」の事であり、詳しくは後に述べる。一般的につかわれる「現前サンガ」は、上記の文章中の「生活共同体としての集団」の意味でつかわれているが、それは正しくない。「現前サンガ」という術語さえ存在しないというべきであるが、もしこの言葉を用いるとするならば、「羯磨を執行できる

サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判

状態にあるサンガ」の意として理解すべきである。拙稿の「『現前サンガ』と『四方サンガ』」  
（『東洋学論叢』第32号 東洋大学文学部 2007年3月）を参照されたい。